

## 受付期間

土・日曜を除く

**2月18日(月)～3月15日(金)**

午前8時45分～午後4時(開場午前8時)

## 受付場所

**市保健センター研修室(2階)**休日の  
申告相談

2月24日と3月3日の日曜日に限り、午前8時45分～午後3時

【業務内容】確定申告用紙の配付、申告相談、確定申告書の受け付け

※現金納付の窓口業務は行いません。

## ◆全員共通して必要な物◆

個人番号カードまたは個人番号通知カード+運転免許証・健康保険の被保険者証等、印鑑(認印)、平成30年分の源泉徴収票原本(給与・年金など)、還付金の振込口座のわかるもの(申告者本人名義のもの)、筆記用具(ボールペン)、計算機

## ◆各種控除に必要な主な物◆

## 年金受給者の方

- ① 社会保険料支払証明書(国民健康保険税、介護保険料、任意継続保険料など)
- ② 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ③ 医療費控除を併せて受けるときは、右記の医療費控除を受ける方を参照してください。



## 医療費控除を受ける方

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。※提出が不要となる領収書は、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。※平成31年分の申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

## 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。なお、以下の場合には申告が必要となります。

※所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要となります。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。

※確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

「確定申告」「市県民税申告」は正しくお早めに  
3月15日までに申告を済ませましょう

問 税務課

☎内線1056～1059

## 注意事項

以下の場合、市役所で申告できませんので、  
税務署に申告してください。

- ◆ 雑損控除を受ける方
- ◆ 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ◆ 過年分の申告をする方
- ◆ 給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
- ◆ 事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
- ◆ 土地、家屋、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告  
(これらの申告内容でも相談を要しない提出のみの方は、申告受付日に限り申告書をお預かりします)

申告会場は大変混み合います。市役所で申告する方は、以下のことをお願いします。

- ◆ 事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
- ◆ 医療費控除を受ける方は、あらかじめ治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(支払日が平成30年中であることを必ず確認)し、合計金額を算出して持参してください。

申告期間の初めと最後の一週間は、会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなることが予想されますのでご了承ください。

※確定申告用紙は、国税庁ホームページからも入手できます。また、市税務課でもお配りしています。  
※市県民税申告書に限り、申告期間前であっても税務課窓口にて随時受け付けをしています。

## 竜ヶ崎税務署からのお知らせ 問 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。  
なお、会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

受付期間

**2月18日(月)～3月15日(金)** ※土・日曜、祝日を除く

相談受付 午前8時30分～**午後4時まで**(提出は午後5時まで) 相談開始 午前9時～

受付場所

**竜ヶ崎税務署別館1階会議室**

休日の  
申告相談

**2月24日と3月3日の日曜日に限り、開場します**

- ※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
- ※確定申告会場の開設期間前は相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします。

### <確定申告書等作成コーナーについて>

- ◆ 国税庁ホームページをご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。e-Taxで送信、または書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。
- ◆ 「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、平成31年1月から、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、ぜひご利用ください。

### 問い合わせ先

【確定申告について】 国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) 「確定申告特集」をご覧ください。

【確定申告書等作成コーナーの操作などについて】 ※まずは国税庁ホームページで検索

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570-01-5901

※受付時間：月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)。

